

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局
放送政策課御中

郵便番号 105-7304
住所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目9番1号
氏名 (ふりがな) モバイルメディア企画株式会社
代表取締役社長 矢吹 雅彦

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考
方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応いたしますので、宜しくお願いいたします。

該当箇所		意見
1. 携帯 向マルチ メディア 放送にお いて実現 するサー ビス	(2)	<p>一方、携帯端末向けマルチメディア放送は、国民受信者の多大な協力を得て地上テレビジョン放送の完全デジタル化が完了することによって初めて利用可能となる周波数を使用し行う放送であることから、国民受信者が広く利用できるサービスの提供が期待されています。</p> <p>したがって、放送による公共の福祉の増進の観点から、一部の者のみを対象とする排他的なサービスは、放送として望ましくないと考えています。</p>
	(3)	<p>蓄積型放送の視聴行動は、現在行われている一般的な放送とは大きく異なることが予想されるため、その利用の方法に応じた審査項目を設けるようにすること。</p> <p>多様なサービスを提供する上で、ひとつの観点からサービスを審査することは適切ではないと考えます。</p> <p>多様なサービスでは、公共性よりも専門性が求められる可能性が高く、より事業の継続性・生産性などが重要であり、初期の段階から審査項目を設けることは好ましく無いと考えます。</p>

<p>2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て</p>	<p>(4) 13セグメント領域・1セグメント領域の計9の領域を、それぞれ1単位として割り当てる（9の認定枠を募集する）こと。</p>	<p>1. 各13セグメント領域については、3事業者以上に割り当てるべきではないと考えます。</p> <p>【割当のイメージ】</p> <p>委託事業者が3社の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">委託A</td> <td style="text-align: center;">委託B</td> <td style="text-align: center;">委託C</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">13セグメント領域 13セグメント領域</p> <p>【理由】</p> <p>帯域を分割することにより以下の損失が発生するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受信チューナーを稼動する時間が長くなり、受信端末での消費電力の消費が増加し利用可能な時間に影響を及ぼす。 ・ チューナーを1つのセグメント領域で占有する時間が長くなり、他のセグメント領域への切り換えが阻害されることから、結果として他の委託事業者の受信機会に影響を及ぼす。 <p>2. マルチメディア放送全体の発展に貢献する事業者を優先し、委託事業者を認定すべきであると考えます。</p>	委託A	委託B	委託C
委託A	委託B	委託C			
<p>3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性</p>	<p>(4) ア 放送番組の補完を行う通信サービス（携帯端末向けマルチメディア放送により提供される蓄積型放送番組の一部が電波環境等により欠落した場合に、通信回線を通じて当該欠落部分を補完的に取得できるようにするサービス）に係る提供形態や提供条件、設備等の提供に関すること。</p>	<p>広く遍くサービスする上で、通信補完は、補助的なサービスであり、携帯電話事業者との調整によって初めて実現できることであることから、事業者が自主的に対応すべく、制度的に規制を定める事項ではないと考えます。</p>			

	(4) イ	放送番組の視聴及びそのための契約手続きに必要となる受信設備の操作に係る設計や仕様の策定・画面上の情報配置に関する事。	受信機の殆どが携帯電話端末と考えた場合、機能の実装やその操作方法について制度的に制約を定めるべきではなく、民間に考えを委ねるべきであると考えます。
4. 認定手続きの回数や方法	(1) ア	13セグメント領域・1セグメント領域の計9の領域を、それぞれ1単位として割り当てる(9の認定枠を募集する)こと。	原則1回で決定するべきであると考えます。 参入希望者が参入枠を下回った場合、参入規律や番組規律のあり方を国民に再度問い、その内容を踏まえて規律を改変し再度参入希望を受け付けるものとするべきであると考えます。
5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等			基幹放送であることは充分理解しているが、携帯放送事業の発展や通信との連携を考慮した場合、サービスの変化やトレンドの発展を著しく妨げる可能性があるメディアは望ましくないと考えます。 国民はコンテンツの配信手段が放送若しくは通信のいずれであるかの配信手段は意識しておらず、本放送事業は国民のために使い勝手のよいメディアに成長させるべきであり、その成長を制度や一部の者によって妨げてはならないと考えます。 例えば、放送内容の検閲については、既に多種多様なサービスを提供している通信事業と同様な方法を行うべく、実施を事業者へ委ねるべきと考えます。

以上